

平成 30 年度工事監査実施要領

- 1 根拠法令
地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項
- 2 監査対象及び実施基準
下記の(1)の条件を満たし、かつ(2)～(5)のうちいずれかに該当するものの中から選定し、実施する。
 - (1) 都市開発部及び土木部が平成 30 年度に施工する工事(継続工事を含む)のうち、平成 30 年 12 月 1 日現在で契約が締結されているもので、契約金額が 500 万円以上の工事
 - (2) 平成 31 年 2 月 1 日現在、施工中の工事
 - (3) 平成 31 年 2 月 1 日現在、竣工しているが契約金額が 2000 万円以上の工事
 - (4) 契約変更のある工事
 - (5) 各課別工事のうち契約金額が最大の工事
- 3 日程及び監査会場
別紙参照
- 4 監査の着眼点
 - (1) 計 画
工事計画は妥当か。
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
 - (2) 設 計
事業目的に適合した設計になっているか。
事前調査、調整が十分行われているか。
現場の状況に適合した経済的設計になっているか。
将来の維持管理等を勘案した設計になっているか。
仕様書、図面及び明細書は的確に作成されているか。
 - (3) 積 算
歩掛、単価が適正に算出されているか。
数量、金額は適正か。

(4) 施 工

設計図書に基づいた施工がされているか。

工事施工計画は適正か。

各種検査、試験成績表は適正か。

工程管理は的確に行われているか。

保安及び災害対策が適切に行われているか。

(5) 変 更

変更理由、工期は適正か。

変更協議書等が適時、適切に行われているか。

(6) 契 約

契約事務の手続きが適正に行われているか。

5 監査の方法

(1) 監査委員は関係部課長等から提出された調書等を基に説明を受け、質疑応答を行い、その後、現場にて監査を実施する。

(2) 監査委員事務局は監査委員の命を受け、監査基本計画及び実施要領に基づき、各工事主管課から提出された契約書、設計図書、施工計画書等の提出を求め調査及び聴取を行い、工事現場を実査し、それらの結果を監査委員に報告する。

6 監査通知及び資料の請求

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、併せて資料の提出を求める。

7 その他

上記以外に必要な事項は監査委員が定める。

平成30年度 工事監査(概要説明・現場説明)日程及び時間割表

平成31年2月4日(月)	
	<p>監査委員室にて設計概要等の説明(9時30分～)</p> <p>(1)都市開発部 施設課 スポーツセンターバリアフリー改修その他工事 スポーツセンター照明設備改修その他工事 スポーツセンターバリアフリー改修その他に伴う機械設備工事</p> <p>(2)都市開発部 学校建設技術課 江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築工事 江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築に伴う電気設備工事 江戸川区立葛西小学校・葛西中学校改築に伴う機械設備工事</p>
午後	現場にて上記工事の状況の説明(1時15分 委員出発)
平成31年2月5日(火)	
午前	<p>監査委員室にて設計概要等の説明(9時30分～)</p> <p>(1)土木部 街路橋梁課 松本橋架替工事(その3)</p> <p>(2)土木部 水とみどりの課 仮称江戸川二丁目公園新設工事(その1) 仮称江戸川二丁目公園電気設備工事 仮称江戸川二丁目公園管理棟工事 仮称江戸川二丁目公園新設工事(その2)</p> <p>(3)土木部 保全課 水門撤去工事(旧海岸水門)</p>
午後	現場にて上記工事の状況の説明(1時15分 委員出発)